相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市神明町二丁目一七番、最後の住所埼玉県比企郡滑川町大字月輪九三三番地八一　被相続人　亡　菱沼　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

埼玉県熊谷市筑波二丁目一三番地加賀崎ビル二階一号波多野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　波多野孝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目六〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎一五六九番地一一

被相続人　亡　柴崎騏一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目六番一九号高砂パークスペースビル六階　山本正士法律事務所

相続財産管理人　弁護士　江口　裕樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉麻市上山田一〇九一番地、最後の住所埼玉県桶川市大字上日出谷一三〇六番地の五　被相続人　亡　前山　典夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

事務所埼玉県さいたま市南区文蔵二―一―二　コルティーレI三〇二号法律事務所

相続財産管理人　弁護士　扇　直記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍アメリカ合衆国、最後の住所不詳　被相続人　亡　ジョージ，リーロナルドジュニア（GEORGE，LEE　RONALD，JR.）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

東京都港区虎ノ門四―二―六第二扇屋ビル八階仙石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋人形町二丁目二番地一、最後の住所東京都江東区枝川一丁目一五番九―八〇三号　被相続人　亡　内海　澄惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番七号昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西五反田六丁目一三四番地、最後の住所東京都豊島区長崎四丁目三三番二号平松荘一〇二号

被相続人　亡　渡邊　高子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区南品川一丁目一〇番、最後の住所不詳　被相続人　亡　大橋乃斗峻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

東京都港区虎ノ門四―二―六第二扇屋ビル八階仙石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区南品川一丁目一〇番、最後の住所不詳　被相続人　亡　大橋　禄生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

東京都港区虎ノ門四―二―六第二扇屋ビル八階仙石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区河内八一三番地、最後の住所静岡県静岡市清水区河内二四五番地の一の一　被相続人　亡　望月　友治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区両替町三丁目三四一番地、最後の住所京都市伏見区聚楽町二丁目六八三番地の一三　被相続人　亡　中田　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八五番地一　烏丸ビル三階　弁護士法人古家野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古家野晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区寺田町一丁目五六番地、最後の住所大阪府大阪市西成区千本北一丁目七番一三号　被相続人　亡　北島　開次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル七〇一

相続財産管理人　弁護士　李　義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　左記のとおりです。

平成二十八年二月十八日

東京都豊島区西池袋三丁目一番一五号

(甲)　株式会社WIN

代表取締役　朝井　隆夫

東京都豊島区西池袋三丁目一番一五号

(乙)　株式会社ビー・ワイ・オー

代表取締役　楊　文慶

第24期決算公告

平成28年2月18日

東京都豊島区西池袋三丁目1番15号

株式会社ビー・ワイ・オー

代表取締役　楊　文慶

貸借対照表の要旨

（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,779,909
	固定資産	2,744,004
	資産合計	4,523,913
負債及び純資産の部	流動負債	1,128,011
	固定負債	206,676
	株主資本	3,189,225
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,179,225
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	3,178,225
	（うち当期純利益）	(213,881)
	負債・純資産合計	4,523,913